

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		せり人の登録の更新
根拠条例・規則等名		さいたま市食肉中央卸売市場業務規程
条 項		第 1 7 条 第 1 項
所 管 部 課		経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	次に該当するときは、登録しない。 (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。 (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3) 売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人である者であるとき。 (4) せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者であるとき。 ア 卸売市場関係法令、常識問題の試験において70点未満のとき。 (5) 登録申請書又はその他添付書類虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているとき。 (6) 有効期間の満了の日前60日から30日までの間に申請書の提出がないとき。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	30日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		